ご利用いただける方

対象業種・企業規模

次の業種ごとに定める「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかに該当する 法人又は個人が融資制度の対象となります。(農林漁業及び娯楽業等、一部対象外の業種があります)

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数			
小売業	5,000万円以下	50人以下			
サービス業	5,000万円以下	100人以下			
卸売業	1 億円以下	100人以下			
その他の業種	3億円以下	300人以下			

※一部の特例業種については、上記の条件と異なる場合がありますので、お問合せください。

主な事業所要件

法人: 市内に主たる事業所があること。

個人: 市内に住所及び主たる事業所がある方。

(ただし、保証料補給対象外資金をご利用の場合、居住要件は問いません)

〈主たる事業所とは?〉

帯広市への納税をおこなっている本社があること、または、生産・製造・販売など事業活動を行う場(※)があること。 ※事業活動を行う場が市内、市外に複数ある場合は、自治体ごとの従業員数の合計が最も多い自治体が帯広市であること。

小 規 模 企 業 者

中小企業信用保険法第2条第3項で定める、常用従業員数が20人(商業(※)・サービス業にあって は5人、ただし宿泊業・娯楽業は20人)以下の法人又は個人事業主の方

※商業:小売業・卸売業

お申込手 続き

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、下記の書類を添 えて帯広市商業労働課又は商工会議所に提出してください。

様式は帯広市商業労働課、商工会議所に用意しているほか、市ホームページよりダウンロードして お使いいただけます。

提出いただく添付書類

- 直近2期分の決算書(写)(個人事業主は確定申告書2年分)
- 許認可書(写)(官公庁の許認可を要する事業を営む方のみ提出) ◆ 誓約書兼同意書
- 履歴事項等全部証明書(写)(法人のみ)
- ◆ 印鑑登録証明書(写)(個人のみ)

新たに開業しようとする方などが

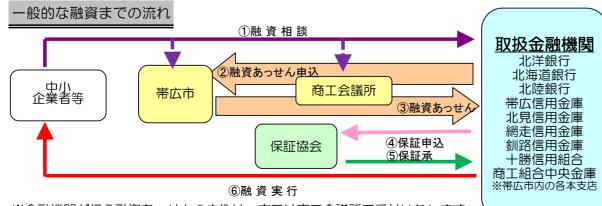
詳細につきましてはお問い合わせください。

対象となる資金もありますので、

必要に応じて提出いただく添付書類

- ・ 従業員数を確認できる書類
- 売上高及び経常利益比較調書

- ・見積書・注文書・契約書 など
- ※お申込の資金によって添付書類が異なりますので、お問合せください。



※金融機関が行う融資あっせんの申込は、市又は商工会議所で受付いたします。 なお、商工会議所で申込みした場合でも、あっせん書の交付は市窓口となります。

~中小企業者の資金繰りをサポートします!~



(令和6年10月1日現在)

融資制度のしくみ

この制度は帯広市が取扱金融機関の窓口を通じて中小企業者等の方々に融資するものです。 市に対する融機関に資金を預託し、これに金融機関独自の資金を加えることによって、中小企業者等の 方々に対する融資の原資を確保します。

金融機関は、申込の都度審査を行い、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、市の定 める融資条件により貸付を行います。

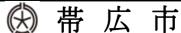
お 問 合 せ 先

帯広市 経済部 商業労働課 商業経営係

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 市庁舎7階 電話(0155)65-4165(直通)

帯広商工会議所

|〒080-8711 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広経済センタービル5階 電話(0155)25-7121



詳細については、帯広市ホームページをご参照ください。 ホームページ番号:1005534 QRコード⇒



带広市中小企業振興融資制度 資金一覧表

※融資利率は令和6年10月1日から令和7年3月31日までに融資を受ける場合の利率です。必要に応じて改定する場合があります。

資 金 名		名				融資条件				
	区	分	対象者	資金内容	保証料補給	資金使途	融資限度額	貸付期間	融資利率	- 必要に応じて提出いただく添付書類
	ville vilne A		小規模企業者 中小企業信用保険法第2 条第3項で定める、常用 従業員数が20人(商業※)・ サービス業にあっては 5人、ただし宿泊業・娯楽 業は20人)以下の法人又 は個人事業主の方 ※商業:小売業、卸売業	◆運転資金:決済資金、仕入資金、人件費支払など ◆設備資金:店舗等新増設・改築、機械・車両購入など		設 備	1,000万円 ※小口資金の融資限度額 融資限度額内において、	10年以内 1. 70 ⁰ 7年以内		(必須) ・従業員数を確認できる書類 ◇法人市民税申告書 ◇法人事業概況説明書 ◇確定申告書の給料賃金の内訳 (設備の場合に添付) ・見積書・注文書・契約書 など融資対象物の内容がわかる書類
小企	業資金	小口		※小企業資金は、すべて北海道信用保証協会の「保証付き」が要件となります。	0	運転	2,000万円から保証協会の保証付 融資残高(根保証の場合にあっては 融資極度額)を除いた額を限度とする。 1,000万円		- 1. 70%	
設備資金	通常設備			◆店舗・工場等新増設・改築、機械・車両購入などの設備資金	-	_ _ _ _ _	3, 000万円	1.50 10年以内 (うち据置2年以内) 1.00 1.5年以内 (うち据置2年以内)	1. 70%	
	新事業進出	В	中小企業者 または 中小企業団体等	◆新事業に取り組むための事業活動や中小企業者同士の連携などを図るための設備資金	0		3, 000万円		1. 50%	・見積書・注文書・契約書 など融資対象物
	ユニバーサル	レデザイン		◆ユニバーサルデザインを取り入れた店舗等新築及び改築を行なうための設備資金 			3, 000万円		1. 00%	の内容がわかる書類 (新事業進出利用の場合に添付) 6・新事業進出等計画書 (ユニバーサルデザイン利用の場合に添付) -・ユニバーサルデザインチェックシート (パワーアップ利用の場合に添付) -・パワーアップ資金事業計画書
	組織強化		中小企業団体等	◆共同事業の実施のために必要とする設備資金 	-		3, 000万円			
	パワーアッ	プ	中小企業者 または 中小企業団体等	◆原則正社員2名以上の雇用の増加を伴う店舗・工場等新増設・改築、機械・車両購入などの設備資金	-		1億円		1. 70%	
	工業団地耳	文得		◆帯広市西20条北工業団地内(帯広圏都市計画地区計画で定める西20条北地区(帯広市西19条から西21条までの北2丁目から北3丁目までの一部))における土地の取得及び工場等の新築又は増改築に要する設備資金 ◆帯広市西19条北工業団地内(帯広圏都市計画地区計画で定める西19条北地区(帯広市西19条北2丁目から北3丁目までの一部))における土地の取得及び工場等の新築又は増改築に要する設備資金	-		1億円		1. 50%	
運転資金	通常運転		中小企業者 または	◆決済資金、仕入資金、人件費支払などの運転資金 ◆(主たる事業所が市内にある)法人の株式を個人が買取する費用とその付帯費用	-	_ 運 転	1, 500万円	 7年以内 (うち据置1年以内) 	1. 70%	
	新事業進出	Ħ	中小企業団体等	◆新事業に取り組むための事業活動や中小企業者同士の連携などを図るための運転資金	0		1, 500万円		1. 50%	(新事業進出利用の場合に添付) ・新事業進出等計画書
	組織強化		中小企業団体等	◆共同事業の実施のために必要とする運転資金	-		1, 500万円		1. 00%	
			中小企業者 または 中小企業団体等	◆十勝で産出される農畜産物をはじめ、地域に優位性のある豊富な日照時間等の地域資源を 活用する事業活動に必要な運転・設備資金とし、融資対象経費は、次のとおりとする。 ・十勝で産出される地域資源を活用する事業		設備	1億円	10年以内 (うち据置2年以内)		(必須) ・ニューフロンティア資金事業計画書 (設備の場合に添付)
=2-	一フロンティ フ	ア資金	市内で店舗又は事務所 を設けて新たに開業し ようとする方(開業後1 年未満の方を含む)も 対象	・新商品・新技術開発に取り組むための経費 ・事業計画に新規性が認められる事業 ・域外への販路拡大に取り組むための経費 ・域内における十勝産農畜産物の高付加価値化に取り組むための経費	0	運 転	3, 000万円	7年以内 (うち据置2年以内)		・見積書・注文書・契約書 など融資対象物の内容がわかる書類 (開業する場合に添付)・開業計画書等
セーフティネット資金		T 金	中小企業者	◆関連企業の倒産又は経済の著しい変動等により、運転資金の調達が困難で、以下のいずれかの条件を満たしていること・中小企業信用保険法第2条第5項第1号~第8号(特定中小企業者)・中小企業信用保険法第2条第6項(特例中小企業者)・再生手続開始申立認定を受けた企業の債権を有する方・信用保証協会の借換保証制度を利用する方・売上減少(直近3か月の売上高の合計額が前年同期比5%以上減少)・売上減少(直近売上決算額が前年同期比10%以上減少)・利益減少(直近3か月の経常利益の合計額が前年同期比5%以上減少)・利益減少(直近経常利益決算額が前年同期比10%以上減少)・利益減少(直近経常利益決算額が前年同期比10%以上減少)	0	運転	3, 000万円	10年以内 (うち据置1年以内)	1. 00%	(必須) ・特定中小企業認定書(写) ・保証付借換内訳書(写) ・信用保証書(写) ・売上高及び経常利益比較調書 など ※申請理由により提出書類が異なります。 ※信用保証書(写)は帯広市の制度融資以を借換する際にご提出必須となります。
		A	市内で店舗又は事務所を設けて新たに開業しようと	◆開業する際に必要な設備及び運転資金		設備	1, 000万円	10年以内 (うち据置1年以内)	.	(初回利用時必須) •開業計画書等
丌規	開業支援資	W	する方(開業後1年未満の方を含む)		0	運転	1, 000万円	7年以内 (うち据置1年以内)	1. 50%	(設備の場合) ・見積書・注文書・契約書 など融資対象物 の内容がわかる書類

- 融資の対象となる小規模企業者、中小企業者または中小企業団体等は、同一業種を1年以上続けて営んでいる方(新事業進出にかかる融資資金・新規開業支援資金・ニューフロンティア資金を除く)です。
- 償還方法は、いずれも1年を超える長期資金とし、元金均等分割返済のみの取扱で、元利均等返済は取扱しておりません。ただし、「小企業資金小口」と「運転資金(通常運転)」は短期一括返済のお申し込みも可能となっております。
- 小企業資金を除くすべての資金は北海道信用保証協会の「保証付き」を要件としていませんが、「保証付き」となる場合は信用保証料の一部を市が補助する制度がございます。 信用保証料補給は、保証料補給対象資金を借り受けた方で、市税を滞納していない方(納税相談を実施し分納履行中の方を含む)が対象です。
- 個人の嗜好や事業を行う上で実用性を有しないと判断される車両は、制度融資の対象となりません。
 - また、乗用車購入を目的に保証料補給対象資金をご利用の場合、「<u>税抜車両本体価格</u>が1台300万円以内の車両」とさせていただきます。(トラック、ショベルカー等の特殊車両はこの限りではありません)
- 土地購入の場合、取得後1年以内に設備の新増設を完了していただきます。土地購入のみを目的に当資金はご利用いただけません。
- 運転資金の場合、「生活費などの消費資金」「金融機関の借入金の返済」を目的とした融資あっせんは融資対象外です(借換の場合を除く)。

令和6年10月1日現在